

徳本砕石工業(株)採石場拡張事業について

項目		予測調査		環境保全措置	部会意見(要旨)	
		環境要素および調査地点等	調査結果			
大気質	発破作業、採取の機械、施設の稼働による影響	項目：粉じん 地点：敷地境界1地点 事業実施区域周辺の民家付近3地点	・目標基準値とする道路環境影響評価の参考値をクリア	A	・火薬量の制限 ・搬出入路、プラントへの散水	—
	運搬車両の走行による影響	項目：二酸化窒素、浮游粒子状物質 地点：運搬車両の走行する2地点	・環境基本法で定める環境基準値をクリア	A	・低公害車の導入の促進 ・運行の適正化・平準化(適正な積載、不要なアイドリングを行わない) ・車両の整備	
騒音	発破作業による影響	項目：騒音 地点：敷地境界3地点 事業実施区域周辺の民家付近3地点	・敷地境界で騒音規制法で定める規制基準を超過 ・民家では環境基準値をクリア	B	・火薬量の制限 ・モニタリング調査 ・作業時間の徹底(午前8時～午後5時) ・発破作業の周知	敷地境界において規制基準との整合性を図り、必要に応じて環境保全措置を講ずること
	採取機械の稼働による影響		・敷地境界で騒音規制法で定める規制基準を超過 ・民家1地点で環境基本法で定める環境基準を超過(他の地点はクリア)	B	・敷地境界に遮音壁の設置 ・適切なメンテナンスの実施 ・作業時間の徹底(午前8時～午後5時)	
	施設稼働による影響 (移設前・移設後)		・敷地境界で騒音規制法で定める規制基準を超過 ・民家では環境基準値をクリア	B	・適切なメンテナンスの実施 ・作業時間の徹底(午前8時～午後5時)	
	運搬車両の走行による影響	項目：騒音 地点：道路敷地境界2地点	1地点で環境基準を超過 (現況値ですでに超過)	C	・運行の適正化(適正な積載) ・車両の整備	
振動	発破作業による影響	項目：振動 地点：敷地境界3地点 事業実施区域周辺の民家付近3地点	・敷地境界で振動規制法で定める規制基準を超過	B	・火薬量の制限 ・モニタリング調査 ・作業時間の徹底(午前8時～午後5時) ・発破作業の周知	—
	採取機械の稼働による影響		・振動規制法で定める規制基準をクリア	A	・適切なメンテナンスの実施 ・作業時間の徹底(午前8時～午後5時)	
	発破作業及び採取機械による影響 (トンネルへの影響)	項目：振動 地点：トンネル付近1地点 火薬量4段階	・既設トンネルの許容振動速度をクリア ・振動規制法の道路交通振動の要請限度をクリア	A	・適切なメンテナンスの実施	
	施設稼働による影響 (移設前・移設後)	項目：振動 地点：敷地境界3地点 事業実施区域周辺の民家付近3地点	・振動規制法で定める規制基準をクリア	A	・適切なメンテナンスの実施 ・作業時間の徹底(午前8時～午後5時)	
	車両の走行による影響	項目：振動 地点：道路敷地境界2地点	・振動規制法で定める道路交通振動の要請限度をクリア	A	・運行の適正化(適正な積載) ・車両の整備	

※環境保全措置の類型

A：予測調査で基準値等をクリアしているが、対策によりさらに影響を低減する

B：予測調査で基準値等を超過することから必要な対策を講じる(対策により基準値等をクリア)

C：現況値で既に基準値等(事業者以外の要因あり)を超過していることから、対策により影響を低減する。(現況値よりも悪化させない)

D：基準値等はないが、対策により影響を低減する。

項目		予測調査		環境保全措置		部会意見（要旨）
		環境要素および調査地点等	調査結果			
低周波音	発破作業による影響	項目：低周波音 地点：敷地境界3地点 事業実施区域周辺の民家付近3地点	・火薬学会提言値をクリア	A	・作業時間の徹底（午前8時～午後5時） ・発破作業の周知	—
水質	水の濁りによる影響 （伐採等及び雨水排水）	項目：浮游物質量（降雨強度4ケース）	・現況濃度を下回る	A	・表土流出防止のため板柵の設置 ・沈砂池、調整池の確保 ・沈砂池の容量確保 ・調整池等の維持管理	—
	施設稼働による影響	適切な散水の管理対策を講じることにより水の濁りの発生の低減を図る。		D	・適切な散水量の周知の徹底 ・調整池の適正機能維持（巡回パトロール等）	
地形及び地質	採取区域による影響	項目：重要な地形・地質	対象事業実施区域には重要な地形地質の分布はない	D	—	—
動物	伐採等による影響	項目：重要な種（39種） ①樹木の伐採、表土の除去による影響 ②土砂の流出、濁水の発生による影響	①11種：生息場所の一部である樹林が消失する 1種：20年後の営巣状況について不確実性がある ②15種：生息環境が消失または変化する可能性がある。	D	・緑化による樹林の創出 ・営巣の有無を確認するためのモニタリング調査を実施（2年毎に1回、4年間営巣が確認されなければ調査を終了） ・土砂流出、濁水発生の抑制（表土流出防止柵の確保、調整池の維持管理）	サンバについて、現況調査結果及び既存資料から生息環境や行動圏を整理するとともに、周辺地域の生息適地の分布状況についても評価書に記載すること。また、モニタリング調査について、2年毎に1回の調査で営巣が確認されなかった場合に調査を終了する旨準備書に記載されているが、これが終了したとしても現在確認されているサンバの営巣木に採取区域が最も近づく時期（当該地の認可手続まで）に、改めて営巣状況の調査を実施することを評価書に記載すること。
	採取区域による影響	項目：重要な種（39種） ①採石による地形の改変による影響 ②機械の稼働等による騒音・振動による影響	①1種：20年後の営巣状況について不確実性がある ②8種：繁殖時の際に鳴き声を交わすため、騒音における影響を受ける可能性がある	D	・営巣の有無を確認するためのモニタリング調査を実施（2年毎に1回、4年間営巣が確認されなければ調査を終了） ・騒音・振動の発生抑制（爆薬の適正な使用、使用時間の設定（午前8時～午後5時））	
植物	伐採等による影響	項目：重要な種（15種） ①樹木の伐採、表土の除去による影響 ②土砂の流出、濁水の発生による影響 ③樹木の伐採、表土の除去による微気象の変化	①8種：遺伝的多様性の低下 ②2種：土砂の流出・濁水の発生による影響 ③3種：日照条件や風通し等微気象の変化による影響	D	・重要な種を残置森林に移植および生育状況の確認（モニタリング） ・緑化による樹林の創出 ・土砂流出、濁水発生の抑制（表土流出防止柵の確保、調整池の維持管理）	—
	採取区域による影響	項目：重要な種（15種） ①機械の稼働等による騒音・振動による影響 ②採取区域の存在による微気象の変化	①0種 ②2種：日照条件や風通し等微気象の変化による影響	D	・重要な種を残置森林に移植および生育状況の確認（モニタリング）	—

※環境保全措置の類型

A：予測調査で基準値等をクリアしているが、対策によりさらに影響を低減する

B：予測調査で基準値等を超過することから必要な対策を講じる（対策により基準値等をクリア）

C：現況値で既に基準値等（事業者以外の要因あり）を超過していることから、対策により影響を低減する。（現況値よりも悪化させない）

D：基準値等はないが、対策により影響を低減する。

項目		予測調査		環境保全措置		部会意見（要旨）
		環境要素および調査地点等	調査結果			
生態系	伐採等による影響	項目：生態系の注目種等（11種） ①樹木の伐採、表土の除去による影響 ②土砂の流出、濁水の発生による影響	①8種：生息場所の一部である樹林が消失する 1種：20年後の営業状況について不確実性がある ②5種：生息環境が変化する 5種：餌生物の減少による影響を受ける可能性	D	・緑化による樹林の創出 ・営業の有無を確認（モニタリング） ・土砂流出、濁水発生の抑制（表土流出防止柵の確保、調整池の維持管理）	現況調査で在来種であると確認できないのであれば、注目種として選定すべきではない。
	採取区域による影響	項目：生態系の注目種等（11種） ①採石による地形の改変による影響 ②機械の稼働等による騒音・振動による影響	①1種：20年後の営業状況について不確実性がある ②3種：繁殖時の際に鳴き声を交わすため、騒音における影響を受ける可能性がある		・営業の有無を確認するためのモニタリング調査を実施（2年毎に1回、4年間営業が確認されなければ調査を終了） ・騒音・振動の発生抑制（爆薬の適正な使用、使用時間の設定（午前8時～午後5時））	
景観	採取区域及び跡地による影響	対象事業を視認できた3地点で予測評価を実施 ①たかむち小学校付近 ②芦原集落1 ③国道169号検垣本付近	②緑化法面が視認されると予測される ③緑化法面が視認されると予測される	D	・緑化による樹林の創出	緑化手法について、地域の景観への影響に配慮し、法面部と平坦部の植栽を区分する
人と自然とのふれあい活動の場	採取区域及び跡地による影響	予測対象：高取城跡と城下町 大気質、騒音、景観の予測結果から、「快適性の変化」と「利用性の変化」を予測	大気質、騒音、景観の予測結果から、快適性・利用性への影響はない。	D	・運行の適正化・平準化（適正な積載、不要なイドリングを行わない）	—
文化遺産	採取区域による影響	項目：文化財・埋蔵文化財包蔵地・遺構	対象事業実施区域及びその周辺に遺構の可能性のある地点（内対象事業実施区域内） 古墳状隆起の可能性12箇所（10箇所） 平場（中世城郭関連）6箇所（6箇所）	D	・遺構の可能性のある地点の土石採取を行う前に高取町、大淀町教育委員会に試掘を依頼。試掘の結果、確認された場合には高取町、大淀町教育委員会と協議	—
その他 （廃棄物等）	伐採等	樹木量調査	伐採樹木量：14187.1t →市場への売却、チップ処理等 表廃土石等：1,802,256㎡（4,505,640t） →採取完了後の覆土、埋戻しに利用	D	・伐採木の再資源化 ・表廃土石の再利用	—
	施設稼働	脱水ケーキの発生量	脱水ケーキ：平均4,900t/月 （最大となる時期5,150t/月） →安定化措置をして埋戻し等に利用		D	・脱水ケーキの再利用

※環境保全措置の類型

A：予測調査で基準値等をクリアしているが、対策によりさらに影響を低減する

B：予測調査で基準値等を超過することから必要な対策を講じる（対策により基準値等をクリア）

C：現況値で既に基準値等（事業者以外の要因あり）を超過していることから、対策により影響を低減する。（現況値よりも悪化させない）

D：基準値等はないが、対策により影響を低減する。